

平成 30 年度 市川市健康都市推進協議会

日時：平成 31 年 2 月 6 日（水）

午後 2 時～3 時 30 分

会場：市川市役所仮本庁舎

5 階 理事者控室

次 第

開 会

1 挨拶

2 議 事

(1) 健康いちかわ 21（第 2 次）進捗報告

・健康いちかわ 21 庁内推進部会及び庁内プロジェクト会議（報告）

(2) 健康都市推進活動について

・健康都市推進講座

・健康都市推進員の活動

(3) 意見交換

3 事務連絡

閉 会

【配付資料】

資料 1) 健康都市推進協議会の運営に関する要綱

資料 2) 健康いちかわ 21（第 2 次）庁内推進部会・プロジェクト会議 報告書

資料 3) 健康いちかわ 21（第 2 次）連携シート

資料 4) 健康いちかわ 21（第 2 次）評価シート

資料 5) e - モニターアンケート結果

資料 6) 市川市健康都市推進講座の実績

資料 7) 市川市健康都市推進員会活動報告

資料 8) 健康増進法の一部を改正する法律 概要

市川市健康都市推進協議会の運営に関する要綱

市川市健康都市推進協議会設置要綱（平成15年12月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、全ての市民が安心して健やかに生活することができる健康都市を目指して、市民、事業者及び市の連携を図るために開催する市川市健康都市推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「健康都市」とは、市民の健康の増進をまちづくりの中心に据え、かつ、その目的を達成するため、市民、事業者及び市が相互に協力する都市をいう。

（意見交換事項等）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について意見交換又は情報交換を行うものとする。

- (1) 健康都市に係る事業に関すること。
- (2) 市民等の健康の増進を図るために行われている自主的な活動に関すること。
- (3) 健康都市に係る施策の推進に関すること。
- (4) その他健康都市に関すること。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 保健、医療、福祉、文化、スポーツ等に関する団体の推薦を受けた者
 - (2) 学識経験のある者
- 2 協議会の構成については、おおむね2年ごとに見直すものとする。
- 3 市長は、必要に応じて、協議会に関係者の参加を求め、意見を聴くことができる。

(協議会の進行等)

第5条 協議会の会議は、協議会の出席者のうちから座長を選出し、進行するものとする。

(謝礼の支払)

第6条 協議会の出席者には、その都度9,100円の謝礼を支払うものとする。

(事務)

第7条 協議会の事務は、保健部保健医療課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

市川市健康都市推進協議会の運営に関する要綱の一部を改正する

要綱

市川市健康都市推進協議会の運営に関する要綱（平成23年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
(謝礼の支払) 第6条 協議会の出席者には、その都度 <u>5,000円</u> の謝礼を支払うものとする。	(謝礼の支払) 第6条 協議会の出席者には、その都度 <u>9,100円</u> の謝礼を支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

平成 30 年度 健康いちかわ 21 (第 2 次) 庁内推進部会・庁内プロジェクト会議 報告書

◆ 庁内推進部会・庁内プロジェクト会議メンバー構成

保健部	保健医療課・国民健康保険課・健康支援課・疾病予防課
福祉部	福祉政策課・介護福祉課・地域支えあい課
文化スポーツ部	スポーツ課
こども政策部	子育て支援課
学校教育部	保健体育課

◆ 会議概要

	日付	出席人数	議事
庁内推進部会	平成 30 年 8 月 1 日	28 人	(1) 平成 29 年度「健康いちかわ 21」(第 2 次) 各課の事業進捗報告 事業評価シート・事業連携シート (2) 基本目標に対する評価 健康寿命・平均寿命 e-モニターアンケート集計結果 (3) 今後の計画の推進 庁内プロジェクト会議の内容・中間評価に ついて
庁内プロジェクト会議	【第 1 回】 平成 30 年 12 月 14 日	17 人	(1) 平成 30 年度健康いちかわ 21 (第 2 次) 進捗報告 各課事業進捗及び連携状況 (事業評価シート・事業連携シート) (2) 中間評価に向けての今後の予定 (3) 健康都市連合日本支部加盟市の取組紹介 (4) 第 3 次市川市食育推進計画について (5) グループワーク (意見交換) テーマ「各課の事業課題を知り、計画の基本目標に向けた、効果的な取組方法・手段を考える」 ※健康無関心層への取組
	【第 2 回】 平成 31 年 3 月 14 日		(予定) (1) 健康いちかわ 21 (第 2 次) 推進事業 平成 30 年度実績報告 (2) 高齢者福祉計画、介護保険事業計画について 高齢者の健康づくり、介護予防について (3) グループワーク (意見交換)

平成30年度 健康いちかわ21(第2次)事業連携シート

1. 他課の事業周知が可能な事業

所属部・課・事業名	担当者名	内線	対象月	対象者	周知方法
保健部					
保健医療課					
健康マイレージ事業	田中	3415	通年	マイレージ登録者	マイレージ登録者にメールマガジンの配信
健康都市推進事業 健康都市推進員活動	齋藤	3422	通年	健康都市推進員	健康都市推進員へ、または推進員を通して市民へ
健康都市推進事業 健康都市推進講座	齋藤	3422	9月～10月	講座参加者	チラシ等の配付
健康都市地域活動支援事業	齋藤	3422	1月、3月	講座参加者	チラシ等の配付
健康支援課					
健康相談事業(母子) 母子保健相談(アイティ)	小川	813-30	通年	来所者	チラシ、職員より説明、ポスター掲示
健康相談事業(母子) 健康相談(あつまれ赤ちゃん)、発達相談等の来所による個別相談	石川	813-31	通年	相談来所者	チラシ配付
健康相談事業(母子) 4か月赤ちゃん講座	石川	813-31	通年	講座参加者	チラシ配付
健康相談事業(母子) 電話面接による個別相談	土田	813-33	通年	相談来所者	
健康相談事業(成人)					
健康相談事業(成人) 電話面接による個別相談	栗橋	813-32	通年	相談来所者	チラシ配布、職員より説明
健康教育事業(母子) 離乳食教育	村上	813-23	通年	教室参加者: 【1回食】生後4～6か月児の保護者 【2回食】生後7、8か月児の保護者	チラシ等の配付
健康教育事業(母子) パパママ栄養クラス	平林	813-24	通年	講座参加者	チラシ等の配付
健康教育事業(母子) プレ親学級(母親/両親学級)	阪上	813-87	通年	講座参加者	チラシ配布 ※他課の事業周知は可能ですが、要相談です。
健康教育事業(母子) 依頼による健康教育(母子)	阪上	813-87	通年	講座参加者	チラシ配布
健康教育事業(母子) 年齢別歯みがきレッスン	甲斐	813-25	毎月	子ども(年齢別)とその保護者	歯みがきレッスン参加者へチラシ配布等(相談による)
健康教育事業(成人) 栄養講座	平林	813-24	通年	講座参加者	チラシ等の配付
健康教育事業(成人) 生活習慣病や運動等に関する講座	渡部	813-29	通年	講座参加者	チラシ配布
健康教育事業(成人) 依頼による健康教育	渡部	813-29	通年	講座参加者	チラシ配布、職員より説明
訪問指導事業(母子) 新生児・1～2か月児全戸訪問	夏見	813-28	通年	訪問対象者	チラシ配布
訪問指導事業(母子) その他母子訪問	税所	813-28	通年		
訪問指導事業(成人) 成人訪問指導	栗橋	813-32	通年	訪問希望者	チラシ配布 (対象者のニーズに沿うものであれば)
健康診査事業(母子) 1歳6か月児健康診査	高品	813-34	通年	健診来所者	チラシ配付
健康診査事業(母子) 3歳児健康診査	多田	813-31	通年	健診来所者	チラシ配付
推進員活動事業 保健推進員活動	鈴木	813-28	通年	保健推進員	チラシ配布
推進員活動事業 食生活改善推進員活動(おとなの食育講習会)	村上	813-23	5月～7月 9月～11月	講習会参加者	チラシ等の配付
自殺予防対策事業 ゲートキーパー研修	福田	813-87	戸内向け:未定 市民向け:H31年3	戸内向け:関係部署 市民向け:市川市の住民及び在勤者、在学者	チラシ配布
自殺予防対策事業 うつの心配相談	福田	813-87	通年	相談来所者	職員より説明、相談カード
自殺予防対策事業 自死遺族相談	福田	813-87	通年	相談来所者	職員より説明
自殺予防対策事業 睡眠講座	福田	813-87	11月	講座参加者	チラシ配布
食育の推進 食育講演会	平林	813-24	10月20日	講演会参加者	チラシ等の配付
疾病予防課					
健康診査事業	坂巻	813-54	一斉発送は7月末、11月末、3月末	40歳から74歳国民健康保険加入者、千葉県後期高齢者医療保険加入者、生活保護受給中の40歳以上の市民	受診券の一斉発送で封入する印刷物に、一部他課の事業等を掲載しているが、これ以上の掲載・封入は困難。
特定保健指導事業	渡辺	813-63	通年	40歳から74歳国民健康保険加入者	支援利用者にチラシ配布
がん検診事業	田口	813-55	一斉発送は7月末、11月末、3月末	20歳代偶数年齢の女性、30歳以上の女性、40歳以上	受診券の一斉発送で封入する印刷物に、一部他課の事業等を掲載しているが、これ以上の掲載・封入は困難。
肝炎啓発・検診受診勧奨事業	田口	813-55	一斉発送は7月末、11月末、3月末	40歳以上で市の肝炎検診を一度も受けたことのない方	受診券の一斉発送で封入する印刷物に、一部他課の事業等を掲載しているが、これ以上の掲載・封入は困難。
個別予防接種事業	高橋	813-46	通年	乳幼児	予防接種手帳にパンフレット、チラシ等を挟み込む(内容により検討する)
急病診療所等運営事業	岩井	813-43	通年	急病診療所受診者、付き添い者	スタンドにパンフレット、チラシ等を設置(内容により検討する)
国民健康保険課					
エイズ予防の啓発	川村	2928		参加者	
文化スポーツ部					
スポーツ課					
健康スポーツ教室事業	畔田	828-16	通年	教室参加者	チラシ等の配付
スポーツ推進事業 (総合型地域スポーツクラブ)	畔田	828-16	通年	クラブ会員	チラシ等の配付
スポーツ推進事業 (下総・江戸川ツデーマーチ)	林本	828-18	4月第2週の土日	参加者	チラシ等の配付
親子フレスクール (市川スポーツガーデン(ISG)市川市共催健康教室)	畔田	828-16	通年	教室参加者	チラシ等の配付
福祉部					
地域支えあい課					
認知症総合支援事業	宮澤	3033	チラシ	講演会・セミナー参加者	
在宅医療・介護連携推進事業	宮澤	3033	チラシ	講演会・セミナー参加者	
子ども政策部					
子育て支援課					
地域子育て支援センター・親子つどいの広場・こども館	久木	3205	通年	施設利用者	チラシ設置 ※常時設置は不可(イベント等短期間のみ可)
子育て応援サイト事業 いちかわっこWEB	難波	3203	通年	妊娠中、0～未就学児	ページ掲載、メールマガジンの送信
子育て家庭応援事業 子育てガイドブック	難波	3203	通年	妊娠中、0～未就学児	ガイドブックへの事業掲載(隔年改定)
児童虐待対策事業 親カスキルアップ講座	小松崎	3225	2月16日	講座参加者	チラシの配布
すこやか応援隊事業 子育て支援ボランティア養成講習会・研修会	堀川	3266	6.7.12月	子育て支援ボランティア	チラシの配布
すこやか応援隊事業 すこやかひろば・すこやかひろば講座	堀川	3266	通年	すこやかひろば参加者 (0～未就学児)	チラシの配布

部・所管課・事業名称	事業目的および目標(H30)	事業概要	対象 ①乳幼児期(0~5歳) ②少年期(6~15歳) ③青年期(16~29歳) ④壮年期(30~44歳)	分野						予算額 (H30) 単位:千円	関連計画	①課題 各分野の課題から該当するものを選択	②視点 ①における「健康無関心層」	「課題」に対する具体的な取り組み ※②「健康無関心層」に対する視点も取り入れて記載する					
				栄養・食生活	心身の健康	飲酒	喫煙	歯・口腔の健康	感染症対策					事業の実施方法	事業の実施内容	事業の実施効果	改善方法		
																		P	D
保健部																			
保健医療課																			
1	健康マイレージ事業 目的:若年層から高齢者まで幅広い世代の方が、健康的な生活を送るための意識の向上を支援することで、健康寿命を延伸する。 H30目標:若年層へのアプローチを行うことで、登録者数増をはかる。	WEBシステムを使った市民の健康づくりを応援するサービスとして、パソコンや携帯電話などを使って日々の運動や食事などの健康に関する目標を設定し、市民が楽しく健康づくりに取り組める動機づけを行い市民の健康のサポートを行っている。 項目:運動、食事、休養、歯、体重測定	20歳以上市民	③ ④ ⑤ ⑥	○	○		○	○	1,598千円		・運動習慣がない。 ・意識して野菜を摂る人の割合が少ない。 ・肥満の割合が増加している。 ・睡眠による休養をとれていない人がある。 ・歯を正しく磨けていない人が多い。	健康づくりに関心がなくて、また取り組む時間もない若い世代	・健康に関心のない若年層として、小さい子供を持つ親世代等をターゲットに事業の周知を図り健康づくりのきっかけとする。 ・健康づくりに取り組む時間が無い壮年期をターゲットに事業の周知を行う。	新規登録者を増やし、継続利用を促す。 事業の周知拡大のため、市内全自治会へチラシの回覧を行う。 また、継続して利用してもらうために健康に役立つ情報を発信する。(各課から内容を提供)				
2	エイズ予防啓発事業 目的:市川エイズ等STD対策推進協議会と連携し、正しい知識の普及と啓発を行う。 H30目標:予防キャンペーンを実施する。	市川エイズ等STD対策推進協議会の事務局運営。 12月1日世界エイズデーに併せて予防啓発キャンペーンを実施する。	市民及び市内への通勤通学者	② ③					○	675千円		性感染症の原因と予防について正しい知識を普及する必要がある。	性感染症に対する知識や関心のない若年層	若年層を主なターゲットとして予防啓発を行う。	H31.2.16(土)レッドリボンダンスキャンペーンを行う。 司会進行業務を大学生に依頼・協力してもらうことで、無関心な学生などを含めた幅広い周知を行う。				
3	健康都市推進事業 目的:市民・行政・事業者が協働で健康都市を推進していくための環境を整え、健康都市の実現を目指す。 H30目標:人の健康づくりを中心として市民の健康づくりに取り組むことで、健康都市いちかわを推進していく。	市川市健康都市推進協議会、健康都市庁内推進会議の運営および健康都市推進員の事務局運営。 健康都市の考え方の普及と、健康に関心をもつ市民を増やし、健康都市を推進していくため健康都市推進講座を開催する。	全市民 健康都市推進員	③ ④ ⑤ ⑥	○	○	○	○	○	654千円		各分野全ての課題に該当	健康づくりに関心がない市民 健康づくりに取り組む機会や環境がない市民	健康増進計画に関連したテーマを設定し講座を開催する。	テーマは「健康で長生きするために」として、健康増進計画の課題を内容に盛り込むことで、健康意識の向上を促す。				
4	健康都市地域活動支援事業 目的:「健康都市いちかわ」の実現にむけた地域でのつながりや、地域間の広がりを促す。 H30目標:市民の健康に関する関心を高められるような研修会・講演会を実施する。	健康都市推進員が地域で活躍するための人材育成、及び市民の健康に関する関心を高めるため、健康増進や健康寿命延伸に関する研修会や講座・講演会を実施する。	全市民 健康都市推進員	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	○	○	○	○	○	90千円		各分野全ての課題に該当	健康づくりに関心がない市民 健康づくりに取り組む機会や環境がない市民	健康増進計画に関連したテーマを設定し、講座を開催する。	・推進員が地域で健康づくり支援の実践ができる様に、研修会を行なう。(4月にフレイル予防についての講演会を実施・7月に普通救命救急講習の実施) ・健康増進計画に関連したテーマの講座を実施することで、市民の健康増進を図る。(1月に歯・口腔の健康、3月に足の健康についての講座を開催予定)				
5	健康都市ネットワーク事業 目的:国内外の健康都市連合に加盟している都市から発信される情報を収集し、市民に還元する。 H30目標:日本支部大会に参加し、情報収集を行う。	健康都市連合と健康都市連合日本支部の活動を通し、先進市と情報・経験を共有することで健康都市を推進していく。	全市民	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	○	○	○	○	○	110千円		各分野全ての課題に該当	「健康都市いちかわ」の取り組みについて知らない市民	日本支部大会に参加し、各都市の取り組みについて得た情報を、関係各課へ共有する。	・健康都市連合日本支部大会に参加し、推進協議会や推進員への情報発信をしている。 ・庁内プロジェクト会議において、有益な他市の取り組みを情報共有する。				
健康支援課																			
6	健康相談事業 (母子) ・母子保健相談窓口(アイティ) ・健康相談(あつまれ赤ちゃん)、発達相談等の来所による個別相談 ・4か月赤ちゃん講座 ・電話面接による個別相談 成人) ・電話面接による個別相談	母子) 目的:妊娠から乳幼児期の母子に対し、相談・支援を行うことで、心身の健康・栄養・歯科に関する不安を軽減すると共に、児童虐待の防止を図る。 H30目標:母子保健相談窓口の充実を図ることで、児童虐待の防止を図る。 母子) ・専門職による母子健康手帳交付及び面接相談により妊娠から乳幼児期までの継続した支援を行う。 ・母子保健相談窓口(アイティ)の開設および母子保健相談事業の実施をとおし、母子の育児不安を軽減する。 成人) 目的:成人・高齢者に対し、相談・支援を行うことで、心身の健康・栄養・歯科に関する不安を軽減する。 H30目標:各年齢層における健康づくりを支援する。	全市民	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	○	○	○	○	○	子育て世代包括支援事業: 18,535千円 母子保健相談事業: 3,921千円		各分野全ての課題に該当	自身や家族の健康に関心が低く、相談窓口も知らず、健康づくりに取り組む時間や機会がない市民	・母子保健相談窓口において、専門職による母子健康手帳交付時面接を実施し、面接や相談を行う。 ・健康相談(あつまれ赤ちゃん)、4か月赤ちゃん講座等で相談を実施する。 ・電話や面接で相談を実施する。	H29年8月より市川駅南口サウス・イーストに市内4ヶ所目となる窓口を開設し、看護職による母子健康手帳の交付増を目指している。またH30年4月からは保健センター2ヶ所で平日の身体計測を開始した。気軽に立ち寄ることが出来る相談窓口として、広報や3か月児訪問にてPRを行っている。 ・4か月赤ちゃん講座を市内7か所、年84回実施。身体計測や健康相談を行うことで、育児不安の軽減に努めている。				
										健康増進指導事業: 千円		各分野全ての課題に該当	自身や家族の健康に関心が低く、相談窓口も知らず、健康づくりに取り組む時間や機会がない市民	・電話や面接で相談を実施する。	電話や面接の相談に随時対応している。				

取り組み実施後に記入

部・所管課・事業名称	事業目的および目標(H30)	事業概要	対象 ①乳幼児期(0~5歳) ②少年期(6~15歳) ③青年期(16~29歳) ④壮年期(30~44歳)	分野							予算額 (H30) 単位:千円	関連計画	①課題 各分野全ての課題から該当するものを選択	②視点 ①における「健康無関心層」	「課題」に対する具体的な取り組み ※②「健康無関心層」に対する視点も取り入れて記載する			
				栄養・食生活	心身の健康	飲酒	喫煙	歯・口腔の健康	健診・がん検診	感染症対策					事業の実施方法	事業の実施内容	事業の実施効果	改善方法
7 健康教育事業 (母子) ・妊婦歯科健診 ・乳幼児の歯みがき指導 ・障がい歯科保健指導 ・プレ親学級(母親/両親学級) ・パパママ栄養クラス ・離乳食教室 ・依頼による健康教育 成人) ・栄養講座 ・歯の教室 ・生活習慣病や運動等に関する講座 ・依頼による健康教育	母子) 目的:市民が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、集団を対象に健康教育を実施することで、母子の健康保持増進に努める。 H30目標:妊娠・出産・育児に関する保健指導を行う。	母子) 妊婦から乳幼児を対象とした講座の実施や、地域からの依頼により随時、出向いて健康教育を実施することで、母子の健康に関する正しい知識・情報の発信を行う。	全市民								母子健康 教育事業: 6,213千円	各分野全ての課題に該当	自身や家族の健康に関心が低く、健康づくりに取り組む時間や機会がない市民	・妊婦とその家族を対象とした両親学級(プレ親学級)・パパママ栄養クラスを実施する。 ・妊婦を対象とした歯科健診を実施する。 ・離乳食講座、歯の衛生に関する講座を年齢別に実施する。 ・依頼による健康教育を実施する。	・妊婦とその家族を対象に、母子保健相談窓口で1枚のチラシを作成し、妊娠期からの各種講座(プレ親・パパママ栄養)についての周知啓発を行っている。 ・初妊婦及びパートナーが親となる心構えについて、育児の実習等を通して啓発している。 ・母子健康手帳交付時に妊婦歯科健診を周知し受診券を渡している。歯科健診は個別で実施している。 ・離乳食教室は講義だけでなく、試食を実施すること離乳食に対するイメージづくりにつなげている。 ・パパママ栄養クラスでは、妊娠中の食事だけでなく家族で取り組めるよう、グループワークなどを通して啓発している。 ・歯の衛生に関する講座は、年齢に応じた口腔内所見や生活リズムを考慮して集団指導や実技指導、個別相談を実施している。			
	成人) 目的:自らの健康に対する認識と自覚を高め、健康の保持増進を図る。 H30目標:生活習慣病の予防に向け、市民の生活習慣の改善を図る。	成人) ・成人・高齢者を対象とした講座の実施や地域からの依頼により随時、出向いて健康教育を実施することで、心身の健康・栄養に関する正しい知識・情報の発信を行う。 ・体力測定や骨の健康度測定に基づく保健指導を実施し、健康づくりを支援する。									成人健康 教育事業: 877千円	各分野全ての課題に該当	自身や家族の健康に関心が低く、健康づくりに取り組む時間や機会がない市民	・生活習慣病予防に関する講座等を実施する。 (講座名は興味・関心が向くようなネーミングにする) ・依頼による健康教育を実施する。	・糖尿病予防に関する講座で、若い世代が参加できるよう保育有とする。家庭教育学級や母子の健康教育でもチラシを配布し周知した。病態生理の講義の他、糖尿病予防のための運動、献立の紹介及び試食を行うなど、医師・管理栄養士・運動指導士・保健師が連携して、内容を充実させた講座を開催する。 ・地域からの依頼について、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が共通のテーマで行うなど各職種連携して実施した。			
8 訪問指導事業 (母子) ・新生児・1~2か月児全戸訪問 ・その他母子訪問 成人) ・成人訪問指導	母子) 目的:家庭訪問を実施することにより、育児不安の軽減・産後うつ予防、母子の健康の保持増進、乳幼児虐待の防止を図る。 H30目標:対象者の把握に努め、適切な時期に訪問を行う。	母子) ・出産後、早期に新生児・1・2か月児の家庭訪問を行い、育児に対する保健指導を行う。 ・その他指導が必要と思われる母子へ訪問し、状況に応じた保健指導を実施する。	全市民								母子訪問 事業: 14,043千円	各分野全ての課題に該当	未関わり児(出生連絡票未送付等)	新生児・1~2か月児への全戸訪問の中で、未関わりだった母子の生活状況を把握し、訪問を実施する。	未関わり児については毎週対象者を抽出し、保健師が家庭訪問を実施することで、全数把握に努めている。			
	成人) 目的:家庭訪問を実施することにより、成人・高齢者の健康の保持増進を図る。 H30目標:対象者の把握に努め、適切な時期に訪問を行う。	成人) 心身の状況及び生活環境等から療養上の保健指導が必要な方に対し訪問し、本人及び家族等に必要の助言・保健指導を行う。									訪問指導 事業:98千円	各分野全ての課題に該当	健康問題に関心が低い市民	訪問し、生活環境に配慮した相談・助言を行う。	対象者の把握に努め適宜訪問し、相談・助言を行う。相談内容が多岐にわたることから他機関との連携を図り対応できるよう努めている。			
9 健康診査事業 (母子) ・妊婦乳児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査 成人) ・歯周疾患検診 ・二十歳の歯科健診 ・口腔がん検診	母子) 目的:疾病を早期に発見し、心身障がいの発生を予防するとともに、妊婦・乳幼児の健康の保持増進を図る。 H30目標:健診の目的を伝えることで、受診の必要性を理解してもらい、受診者を増やす。	母子) ・妊婦・乳児健康診査を医療機関に委託し、実施する。 ・1歳6か月児・3歳児健康診査を実施する。(一部医療機関へ委託)	妊婦・乳幼児								妊婦乳児 健康診査 事業: 459,420千円 1歳6か月 児健康診 査事業: 32,543千円 3歳児健康 診査事業: 15,427千円	各分野全ての課題に該当	・妊娠・出産・育児に関心のない市民 ・望まない妊娠出産や被虐待歴のある市民 ・乳幼児の健診に関心のない保護者	・母子健康手帳交付面接時に妊婦健診・乳児健診の受診勧奨を行う。 ・幼児健診の受診が遅れている対象者に対し、受診勧奨ハガキを郵送する。 ・健診未受診者に対しては訪問等により幼児及び保護者の状況を確認する。	・専門職が母子健康手帳の交付を行うことで、妊婦乳児健診は効果的な受診勧奨につながっている。 ・幼児健診未受診者については受診勧奨ハガキを郵送する。それでもなお未受診の場合には保健師が訪問を実施し、状況把握に努めている。 ・乳幼児が多く訪れる児童施設や医療機関に受診勧奨ポスターを掲示している。			
	成人) 目的:歯や口腔内の健康を保つことで生活習慣の改善につなげる。 H30目標:年代に合わせた歯科健診を行い、受診率の維持向上を図ると共に、働き世代・若い世代にむけて歯周疾患の予防と啓発を行う。	歯科に関する健康診査を実施する。	対象年齢に該当する成人								口腔がん 検診事業: 12,259千円 成人歯科 健康診査 事業: 22,104千円	各分野全ての課題に該当	30~50歳の働き盛り世代	・30~50歳の働き世代へ歯周病の予防や歯周疾患検診の周知啓発を行う。	・小中学校の保護者等へむけて各種歯科(検)診のお知らせを配布し、歯科健(検)診の周知啓発を行っている。 ・広報掲載、HPの随時更新を行うことで周知を図っている。 ・年齢別歯みがきレッスン参加の保護者にむけて周知啓発を実施 ・市民まつりでの周知啓発活動を実施 健康マイレージメルマガでの周知啓発を実施 ・デジタルサイネージを用いた周知啓発を予定している			

部・所管課・事業名称	事業目的および目標(H30)	事業概要	対象 ①乳幼児期(0~5歳) ②少年期(6~15歳) ③青年期(16~29歳) ④壮年期(30~44歳)	分野						予算額 (H30) 単位:千円	関連計画	①課題	②視点	「課題」に対する具体的な取り組み ※②「健康無関心層」に対する視点も取り入れて記載する					
				栄養・食生活	身体運動・活動	心の健康	飲酒	喫煙	歯・口腔の健康					健診・がん検診	感染症対策	事業の実施方法	事業の実施内容	事業の実施効果	改善方法
10	推進員活動事業 ・保健推進員活動 ・食生活改善推進員活動	目的:保健推進員及び食生活改善推進員を委嘱し、地域住民の健康づくりを推進する。 H30目標:家族の健康づくりを支援する。	保健推進員・食生活改善推進員を委嘱し、市民の健康増進に寄与する活動を行う。 ・3か月児の全戸訪問で、育児相談事業など市の子育てサービスの情報を提供する。 ・食生活改善推進員による、食育講習会を実施する。 ・第3次市川市食育推進計画に沿って、地域における食育を推進する。 ・食生活の相談窓口となる。	全市民	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	○	○	○			推進員活動事業: 6,324千円	各分野全ての課題に該当	自身の健康に関心が低く、健康づくりに取り組む時間や機会がない市民(子育て中の女性層等)	・保健推進員による3か月児あかちゃんへの全戸訪問を行う。 ・保健推進員による地域の育児支援及び健康づくり支援をする。 ・食生活改善推進員による、食育講習会等を開催する。	・保健推進員に対し定期的な連絡会の中で、推進員自身の地域活動に生かせるよう育児や健康づくりに関する知識の普及している。 ・おとなの食育講習会では、第3次食育推進計画の課題となる生活習慣病・共食の推進について研修後、地域で実施。共食の推進については、民生委員地区協議会でも普及啓発を行う。				
11	自殺予防対策事業 ・ゲートキーパー養成講座 ・うつ心配相談 ・自死遺族相談 ・睡眠講座	目的:市川市における自殺者及び未遂者の実態や特性を把握し、その地域の実情に応じた自殺対策を計画・実施することにより、自殺等に関する正しい知識の普及・対策を進め、自殺者の減少を図る。 H30目標:若年層への普及・啓発及び相談窓口の充実を図る。	市川市の自殺・自殺未遂の実態に応じ、自殺に関する知識の普及・啓発、相談窓口の充実など自殺予防対策事業を実施する。	全市民	③ ④ ⑤ ⑥		○				自殺予防対策事業: 1,959千円	こころの健康への関心が低い	こころの健康、人間関係の構築に関心の低い若年層	・市民及び庁内関係機関向けゲートキーパー研修を実施する。 ・相談事業を展開することで、ハイリスク者の早期発見、適切な支援、自死遺族への支援等を行う。また、相談カードやリーフレット配布により、相談窓口の周知を強化する。 ・市民に対し、こころの健康づくりに関する講座を実施する。	・睡眠に関する講座を実施することで、こころの健康に関心をもってもらう機会とした。(11月実施済) ・相談窓口の周知のため、市川市民のためのテレホンガイド、小中学生へ若者のための相談ガイドを配布、関係各所に相談カードを設置依頼した。 ・健康教育等で、メンタルヘルスのセルフチェックシステム「こころの体温計」の周知用チラシを配布した。また、若年層向けにTwitterやFacebookなどのSNSを利用し周知をした。 ・「生きるを支える相談窓口一覧」を作成、配布し、庁内や関係機関との連携強化を図った。				
12	食育の推進	目的:妊婦、乳幼児から高齢者に至るまでの生涯を通じた食育の推進に寄与する。 H30目標:第三次市川市食育推進基本計画に沿った食育の推進。	食育基本法第18条による市町村計画である「市川市食育推進計画」に基づき、市川市の総合的かつ効果的な食育を推進する。	全市民	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	○				(母子健康教育事業予算に一括)	栄養・食生活の分野全ての課題に該当	・食育に関心がない市民 ・食育に取り組む機会や環境がない市民	ライフステージに沿った食育の推進	・栄養関係健康教育事業、依頼による栄養講座を実施する。 ・朝食摂取の推進や食育の日のPR、適塩の推進等の情報提供を、イベントや、市公式Webサイトの更新等にて行う。					
疾病予防課																			
13	健康診査事業	目的:生活習慣病の早期発見・早期治療に資するとともに、生活習慣の改善を図り、糖尿病等の生活習慣病を予防する。 H30目標:受診率の向上	「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「健康増進法」に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防するため、特定健康診査(準ずる健康診査)を実施する。	特定健康診査: 40~74歳の国民健康保険加入者 特定健康診査に準ずる健康診査: 千葉県後期高齢者医療保険加入者、生活保護受給中の40歳以上の市民	④ ⑤ ⑥	○	○			国保特会: 390,916千円 一般会計: 1,413,255千円	市川市国民健康保険第2期データヘルズ計画(第3期特定健康診査等実施計画)	若年層(40代)の特定健康診査受診率が低い	特定健康診査受診の習慣がない人(特に受診率が低い若年層)	国民健康保険加入の以下の対象者に対して、年2回勸奨ハガキを発送 9月:40~49歳の未受診者 1月:40~74歳の未受診者	国民健康保険加入の以下の対象者に対して、年2回勸奨ハガキを発送 9月:40~49歳の未受診者 1月:40~74歳の未受診者				
14	特定保健指導事業	目的:特定健康診査の結果により、内臓脂肪症候群に着目し、生活習慣病の発症リスクの高い方に向け、保健指導を行うことで、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化の予防につなげる。 H30目標:実施率の向上(35%)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき策定された、「市川市特定健康診査等実施計画」のもと、特定健康診査の結果から対象者となった方に特定保健指導を実施する。	40~74歳の国保加入者	④ ⑤ ⑥	○	○	○			市川市国民健康保険第2期データヘルズ計画(第3期特定健康診査等実施計画)	特定保健指導の実施率が目標値に到達していない。	生活習慣改善より、仕事優先の40代~50代男性	・対象者への利用券送付時に意識づけできるよう、案内文等の工夫をする。 ・申し込みのない者に勧奨実施	①電話・手紙による勧奨 ②特定保健指導利用券送付の際、案内文を工夫している。(該当項目にチェックを入れるなど)				
15	がん検診事業	目的:生活習慣病対策の一環として、死亡順位1位であるがんの早期発見・早期治療の徹底を図るとともに、がんの予防に対する市民の関心を高めることを目的とする。 H30目標:受診率の向上	「健康増進法」に基づき、がんの早期発見・早期治療のため、がん検診を実施する。	・40歳以上(肝臓、肺、大腸、胃バリウム) ・50歳以上偶数年齢(胃内視鏡) ・50歳以上の男性(前立腺)、 ・30歳代偶数年齢の女性(乳エコー) ・20歳代偶数年齢と30歳以上の女性(子宮) ・40歳以上偶数年齢の女性(乳マンモグラフィ) ・40~75歳5歳節目年齢(胃リスク)	③ ④ ⑤ ⑥							国が目標としているがん検診受診率50%に達していない。 (この指標は、40~69歳、子宮がんは20~69歳を対象)	対象者全層	年3回受診券による受診勧奨を実施 3月発送:4~7月生まれの検診対象者 7月発送:8~11月生まれの検診対象者 11月発送:12~3月生まれの検診対象者	年3回受診券による受診勧奨を実施 3月発送:4月~7月生まれの検診対象者 7月発送:8~11月生まれの検診対象者 11月発送(予定):12~3月生まれの検診対象者				
16	肝炎啓発・検診受診勧奨事業	目的:肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させるとともに、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させることを目的とする。 H30目標:受診率の向上	国や医師会と協働して、肝炎検診未受診者や検診精密検査対象者などへの受診啓発を行い、市民の健康への自己管理意識を高めるよう推進する。	肝炎検診または精密検査を未受診の市民	④ ⑤ ⑥							対象者全層で関心が薄い	対象者全層						

部・所管課・事業名称	事業目的および目標(H30)	事業概要	対象 ①乳幼児期(0~5歳) ②少年期(6~15歳) ③青年期(16~29歳) ④壮年期(30~44歳)	分野						予算額 (H30) 単位:千円	関連計画	①課題 各分野の課題から該当するものを選択	②視点 ①における「健康無関心層」	「課題」に対する具体的な取り組み ※②「健康無関心層」に対する視点も取り入れて記載する									
				栄養・食生活	身体運動・活動	心の健康	飲酒	喫煙	歯・口腔の健康					健康診断	感染症対策	事業の実施方法	事業の実施内容	事業の実施効果	改善方法				
																				P	D	C	A
17	個別予防接種事業 目的:感染症から市民を守るため予防接種を行い、感染症の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 H30目標:予防接種制度の周知内容について充実を図る。	定期予防接種(ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、4種混合、ポリオ、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌)、任意予防接種(おたふくかぜ、高齢者肺炎球菌(65歳以上の定期接種対象外で未接種の方))の実施	0~20歳未満 60~64歳の一部 及び65歳以上							○	1,373,784千円	・感染症予防、予防接種の意味を知り、正しく予防接種を受けるための知識の普及が必要である。 ・乳幼児の予防接種の種類が増えたため、保護者は全体を把握するのが困難な状況である。	予防接種に関心のない保護者、高齢者	・予防接種手帳、ポスターの配付、予防接種ナビの紹介。 ・各予防接種の対象年齢時、個別通知を送付する。 ・実施医療機関への予防接種の実施、制度について周知をする。	スマホ世代の保護者に対し、対象年齢に送付する個別通知に加え、積極的に予防接種スケジュールナビへの登録を働きかけることで、画面から予防接種の情報を提供する。 ・予防接種のスケジュール管理をサポートする。								
18	結核予防事業 目的:結核のまん延を予防するための結核検診を行い、住民の健康の維持増進及び公衆衛生の保持への寄与を目的とする。 H30目標:胸部X線検査の機会の確保	65歳以上の市民の胸部X線検査を実施	65歳以上									○	386千円	感染症予防	健康に関心のない高齢者	広報・ホームページで日程を周知し、胸部X線検査を実施する。	広報、ホームページ、市内施設のポスター掲示などで日程を周知し、胸部X線検査を実施した。						
19	急病診療所等運営事業 目的:急病患者の応急処置を行うことにより、地域住民の生命および健康の保持に努めることを目的とする。 H30目標:急病診療所の適正利用について周知を行う。	休日や夜間の急な病気の応急処置を行うために、内科・小児科・外科(外科は土日・祝日および年末年始のみ)の診療を行う急病診療所と、休日等の急な歯の痛み等の応急処置を行うために、日・祝日・盆期および年末年始に診療を行う休日急病等歯科診療所の運営を行う。	全市民									○	297,666千円	各分野全ての課題に該当	急病診療所の開設時間や診療科目、開設目的を知らない市民	急病診療所の運営形態について周知することで、開設時間外や診療していない科目での来所を防ぎ、急病診療所の効率よい利用を促す。	・広報、ホームページで急病診療所の運営形態について周知。 ・ポスターや案内カードを医療機関や薬局、市川市役所市民課窓口等市内施設に設置。						
20	急病医療情報案内(あんしんホットダイヤル)事業 目的:市民に対する医療相談等の充実を図ることを目的とする。 H30目標:「あんしんホットダイヤル」の取り組みについて、市民への更なる周知を実施する。	夜間や休日に診療している病院・診療所等の案内、急な病気・けが等の健康状態についての相談やメンタルヘルス、介護、子育て等に関する相談がしたいときに問い合わせができ、医師・保健師・看護師等から適切なアドバイスを受けられるフリーダイヤルのテレフォンサービスを24時間年中無休で実施する。	全市民										○	28,071千円	各分野全ての課題に該当	「あんしんホットダイヤル」について知らない市民	広報・ホームページ・案内カードの配布を通じて、「あんしんホットダイヤル」について周知を図る。	医療機関、薬局、市川市役所市民課窓口等市内施設に案内カードを設置。					
国民健康保険課																							
21	エイズ予防の啓発 目的:エイズ予防に関する知識の普及、啓発 H30目標:エイズ予防について、市民への更なる周知を実施する。	エイズ予防パンフレットの購入、配布	全市民										○	128千円	性感染症の原因と予防について正しい知識を普及する必要がある。	性感染症に対する知識や関心のない若年層	国民健康保険者をターゲットとして予防啓発を行う。	保健医療課にパンフレット購入を依頼し、啓発イベントにて配布してもらっている。					
22	データヘルス計画 目的:健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図る。 H30目標:①40歳代の受診率の1%増加②受診勧奨対象者への受診勧奨100%など。	①特定健診受診率向上のための取り組み ②糖尿病性腎症重症化予防のための取り組みを実施する。 ③新規加入者への保険証交付時に案内チラシを手渡し又は郵送。 ④継続加入者に対し送付する新年度の納税通知書類郵送時封筒に広告掲載。 ⑤重複・頻回受診者に係る指導事業	40歳以上の国民健康保険被保険者											○	千円	糖尿病などの生活習慣病が、国、県よりいずれも高い傾向にある。	特定検診の受診率の割合が低い40歳~50歳代	①受診率の低い若年層を中心に受診勧奨等を行う。 ②検査結果に異常が認められない者に対し、受診勧奨を行う。 ③重複・頻回受診者へ保健師と共に訪問指導を行う。	①4~11月までに41通 ②4月~11月までに107通発送健康カルテから抽出し発送。 ③4月~7月訪問し4件合うことが出来た。				
文化スポーツ部																							
スポーツ課																							
23	健康スポーツ教室事業 目的:市民の健康づくりやスポーツに親しむ機会を提供するため、信篤体育館において利用者のニーズを取り入れながら各種健康スポーツ教室を実施する。 H30目標:参加者の増	市民の健康づくりやスポーツに積極的に参加できるよう生涯スポーツを開設し、健康維持の促進を図る。エアロビクスダンス、ヨガ等の4教室を開催している。なお、平成29年度より塩浜教室を市川スポーツガーデン塩浜に移管。	成人											○	1,080千円	運動をする習慣や、機会がない	健康づくりに関心がない市民 健康づくりに取り組む機会や環境がない市民	市ホームページ、広報いちかわ掲載等により周知を図る。	運動をする習慣や機会、健康づくりに取り組む機会や環境がない市民に機会を提供する。				
24	健康スポーツ教室事業 目的:市民の健康づくりやスポーツに親しむ機会を提供するため、市民プールにおいて利用者のニーズを取り入れながら各種健康スポーツ教室を実施する。 H30目標:参加者の増	市民の健康づくりやスポーツに積極的に参加できるよう生涯スポーツを開設し、健康維持の促進を図る。市民プール開場期間中、アクアビクス教室を開催している。	身長120cm以上の方												○	48千円	運動をする習慣や、機会がない	健康づくりに関心がない市民 健康づくりに取り組む機会や環境がない市民	市ホームページ、広報いちかわ掲載等により周知を図る。	運動をする習慣や機会、健康づくりに取り組む機会や環境がない市民に機会を提供する。			
25	スポーツ推進事業(総合型地域スポーツクラブ) 目的:市民が各種スポーツやレクリエーションを通じ、健康の保持・増進意欲の向上を図り、スポーツ実施率の向上や、地域の活性化を図ること。 H30目標:平成28年度に設立した、市内3番目のクラブ「北市川スポーツクラブ」が自立し、自主運営できる様支援を行う。	日本における生涯スポーツ社会の実現に向け、1995年に文部科学省が実施するスポーツ振興施策の1つで、一般的に地域の幅広い世代の人々が、年齢・興味関心・技術レベルなどに応じた様々なスポーツに触れる機会を提供する「多目的」「多世代」「多志向」の地域密着型のスポーツクラブである。	全市民												○	4,560千円	運動をする習慣や、機会がない	健康づくりに関心がない市民 健康づくりに取り組む機会や環境がない市民	「北市川スポーツクラブ」の認知度をあげるため、当該地区の児童・生徒、自治会などに興味をもってもらうため、チラシ等を配布し周知を図る。	運動をする習慣や機会、健康づくりに取り組む機会や環境がない市民に機会を提供する。			
26	スポーツ推進事業(下総・江戸川ツアーデーマーチ) 目的:どなたでも参加可能なウォーキングイベントを2日間実施し、スポーツを行う機会の創出を目的とする。 H30目標:参加者数の増	「健康都市いちかわ」の取り組みとして、ウォーキングは市民ニーズの高いスポーツである。大会は、2日間とも4種類のコースがあり自然や名所・旧跡にふれながら体力に合わせて歩く。体に負担が少なく安全かつ効果的に有酸素運動が出来るウォーキングは老若男女を問わず気軽に楽しめるスポーツである。	対象規定無し												○	1,200千円	運動をする習慣や、機会がない	健康づくりに関心がない市民 健康づくりに取り組む機会や環境がない市民	広報紙、地域新聞などで周知を図る。 各公共施設(駅、学校、公民館等)へポスターの掲示やチラシの配布を依頼し、参加を促す。	運動をする習慣や機会、健康づくりに取り組む機会や環境がない市民に機会を提供する。			
27	親子プレスクール(市川スポーツガーデン(ISG)市川市共催健康教室) 目的:親子のスキンシップ遊びや体づくりを楽しみながら行うことで、子育て世代の健康スポーツ意識を高め、生涯スポーツにつなげること。 H30目標:参加者数の増	毎回カリキュラムのもと、プロの保育士が、お子様の成長を応援 ・リズム ・手遊び ・知能トレーニング(色分け/指示行動/脳トレ) ・器具遊び・運動	「よちよち」1歳児クラス 「にこにこ」2歳児クラス											○	648千円(15教室分)	運動をする習慣や、機会がない	健康づくりに関心がない市民 健康づくりに取り組む機会や環境がない市民	市ホームページ、ISGのHP、広報いちかわ掲載等により周知を図る。	運動をする習慣や機会、健康づくりに取り組む機会や環境がない市民に機会を提供する。				

部・所管課・事業名称	事業目的および目標(H30)	事業概要	対象 (1)乳幼児期(0~5歳) (2)少年期(6~15歳) (3)青年期(16~29歳) (4)壮年期(30~44歳)	分野						予算額 (H30) 単位:千円	関連計画	①課題 各分野の課題から該当するものを選択	②視点 ①における「健康無関心層」	「課題」に対する具体的な取り組み ※②「健康無関心層」に対する視点も取り入れて記載する								
				栄養・食生活	身体運動・活動	心の健康	飲酒	喫煙	歯・口腔の健康					感染症対策	事業の実施方法	事業の実施内容	事業の実施効果	改善方法				
																			P	D	C	A
介護福祉課																						
28	地域包括支援センター事業 目的:高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談等の支援を行う。 H30目標:相談件数の増加及び支援者の支援技術の向上	高齢者の心身の健康維持、安心した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点として、総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援等を実施。	65歳以上の高齢者	⑥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	419,647千円	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	各分野の課題に該当(健診・感染症対策以外)	健康づくりに関心がない、経済的に余裕がない、介護等で時間が無い高齢者	家庭訪問や窓口相談、各種教室の開催を通じて本人や家族の生活、介護、健康等の問題を把握し支援していく。支援者に対しては支援技術の向上を図るために研修等を行う。	訪問介護、配食サービス、通所介護等の利用による食の確保。訪問時に食生活についての助言を行った。		
29	食の自立支援(配食サービス)事業 目的:在宅のひとり暮らし高齢者等が配食サービスの提供を通して健康な日常生活を営むことができるようにする H30目標:支援者へ研修等で周知を図る。	ひとり暮らしの方または高齢者世帯等の方で、栄養改善が必要な方及び食事の支度が困難な方に対して、配食サービスの提供を通して、利用者の安否を確認し、見守りを行う。	65歳以上の高齢者のひとり暮らし又は高齢者世帯の方	⑥	○										13,032千円	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	ひとり暮らし高齢者等の栄養不足等への対応	食生活に関して無関心な高齢者	週1回から3回の配食(夕食)を通し、安否確認と見守りを行う。	直接手渡しすることで、見守りを行い栄養バランスのとれた食事を提供した。健康無関心層については、高齢者サポートセンターやケアマネジャーとの関わりを通してサービス提供につなげた。		
地域支えあい課																						
30	認知症総合支援事業 目的:認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会を実現する。 H30目標:認知症の早期診断、早期対応に向けた支援を行うとともに、地域住民の認知症に対する理解促進を図ることにより、認知症になっても地域で質の高い生活を送れる地域づくりを推進する。	認知症の方の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。「認知症初期集中支援チーム」のチーム員が、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。	40歳以上で、在宅で生活、認知症が疑われるまたは認知症がある以下のいずれかの基準に該当する人 1.医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する。①認知症疾患の臨床診断を受けていない②継続的な医療サービスを受けていない③適切な介護保険サービスに結び付いていない④診断されたが介護サービスが中断している 2.医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している	⑤ ⑥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,148千円	・高齢者福祉計画・介護保険事業計画	各分野全ての課題に該当	認知症に対する知識や関心のない市民	認知症に関心のない市民にも興味・関心を持ってもらえるよう、認知症に関する普及啓発も進めていく。	9月のアルツハイマー月間にちなみ8月1日~9月27日中央図書館で認知症特集展示、8月30日~9月13日生涯学習センター水の広場3パネル展示を実施した。10月25日に認知症に関する講演会を実施した。その際、広報、HP、デジタルサイネージ、メールマガジン、駅でのポスター掲示等により幅広く周知を図った。		
31	在宅医療・介護連携推進事業 目的:医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることを実現する。 H30目標:在宅医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対し、両者を一体的に提供するために必要な支援を行う。	医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域の医師会等と連携しつつ在宅医療・介護連携の推進に取り組む。	全市民	⑤ ⑥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7,435千円	・高齢者福祉計画・介護保険事業計画	各分野全ての課題に該当	在宅療養に関心のない市民	講演会等を開催する際、在宅医療に関心の無い市民にも興味を持ってもらえるよう周知する。	在宅療養をテーマとした講演会を7月26日、10月16日実施した。その際、広報、HP、デジタルサイネージ、駅でのポスター掲示、自治会掲示等により広く周知を図り、在宅療養に関心のない市民にも興味を持ってもらえるようにした。		
こども政策部																						
子育て支援課																						
32	子ども家庭総合支援センター 目的:子どもと子育て中の家庭の保健・福祉・教育等に関する悩みなど、子どもに関わるさまざまな問い合わせや悩みの相談に応じるとともに、市が提供するサービスを適切に受けられるように総合的にアドバイスし、必要に応じて関係機関と連携して適切な支援を実施する。 H30目標:適切な支援の継続。	子どもの生活習慣や養育に関する心配ごとなど子どもに関するあらゆる相談を受け、子どもと子育て家庭を総合的に支援していく。	妊娠後期~18歳までの子ども・保護者など	① ② ③ ④ ⑤	○	○									11,343千円	市川市子ども・子育て支援事業計画	相談場所を周知していく必要がある。	情報収集力の低い、孤立した親子	子どもや子育てに関する講座や、啓発イベント等を利用して、相談場所を周知する等、情報発信を強化していく。	子どもや子育てに関する講演会を実施。広報、HPコミュニティ誌等により参加周知を図り、参加者へ相談窓口の周知を行った。		
こども施設運営課																						
33	公立保育園管理運営 目的: H29目標:	保育園における健康診断(内科、眼科、歯科)、食育等の実施。	保育園に入園している乳幼児	①	○																	
学校教育部																						
保健体育課																						
34	ヘルシースクール推進事業 目的:健康について自ら考え、行動し、改善できる子どもの育成。 H30目標:ヘルシースクールプランが有効活用できるよう、各学校に啓発を行っている。	「食生活の乱れ」「体力・運動能力の低下」「生活習慣病の低年齢化」等、現代の子どもたちが抱える多くの健康課題の改善を図るため取り組みを行う。	小学生、中学生	②	○	○									18,933千円		開始して13年が過ぎ、形骸化してきている状況がある。	学校行事等に参加できない家庭。	児童生徒の自発的な活動を増やし、家庭に伝えていく。	限られた予算の中で、新たな視点は難しい状況にあるが、研修会及び学校訪問等の際に活動事例をするなど各校の取組を後押しする。		
35	食育推進事業 目的:学校における「食育」の取り組みを周知し、食への関心を高める。 H30目標:学校給食と連携し、「市民まつり」において、啓発活動を行う。	学校における「食育」の取り組みについて家庭や地域に情報を発信し、家庭・学校・地域の連携による食育の推進・充実を図る。	全市民	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	○										60千円		「市民まつり」でコーナーを運営しているが、日々の食生活に結び付けることが難しい。	健康づくりに関心がない家庭。	学校給食と連携し、展示内容等の見直しを行う。	11月3日の市民まつりにて、学校給食会が作成した給食の取り組みを紹介する資料を展示し、親子連れが興味をもてるようにした。		
36	歯と口腔の健康づくり 目的:歯の大切さの認識を高め、身体・健康保持、増進に寄与する。 H30目標:市の歯みがき指導事業と連携し、小5で実施する指導の充実を図る。	日常の正しい歯みがきのための歯みがき指導や各自の口腔機能を確認するすこやか口腔検診、健歯児童生徒の表彰など、生涯にわたって健康であるための基礎づくりを図る。	小学生、中学生	②											3,305千円		家庭との連携が難しい	健康づくりに関心がない家庭。	子どもたちへの意識づけをしていくことで、家庭への啓発も行う。	すこやか口腔検診未実施の学校に声をかけ、実施する。歯科医師からの事後指導は、オープナーの折に実施し、保護者にも伝えていく働きかけも行っていく。		
37	むし歯予防大会 目的:歯の大切さの認識を高め、身体・健康保持、増進に寄与する。 H30目標:歯科衛生作品の作成を呼びかけ、優秀作品は県にも出品する。	歯科衛生作品(図画・ポスター・作文)の作成を呼びかけ、作品の掲示・表彰と、健歯児童・生徒を表彰することを通して、口腔衛生に関する正しい知識の普及啓発するとともに歯科疾患の早期治療を励行する。	小学生、中学生	②											0円		家庭との連携が難しい	学校行事等に参加できない家庭。	各校で歯科衛生作品作りに取り組みよう周知を行い、6月6日(水)にむし歯予防大会を実施する。	歯科衛生作品の出品応募数を増やす。優秀作品は県にも出品する。		

市川市e-モニターアンケート「市民の健康に関するアンケート」結果（一部抜粋）

期間:平成31年1月11日～1月24日

有効回答者人数:1,185人

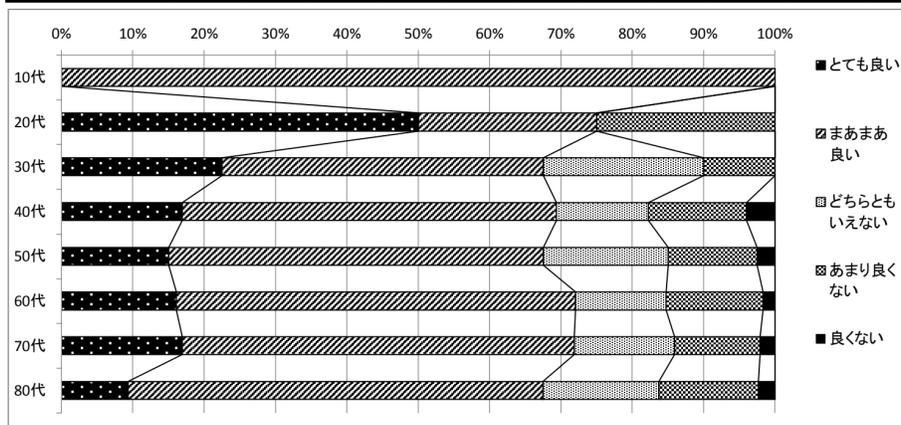
基礎情報

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
男	1	4	40	124	160	118	142	43	632
女	0	11	83	194	122	72	63	8	553
合計	1	15	123	318	282	190	205	51	1,185
割合	0.1%	1.3%	10.4%	26.8%	23.8%	16.0%	17.3%	4.3%	100.0%
昨年度割合	0.0%	1.9%	11.8%	25.8%	23.3%	16.8%	16.6%	3.2%	0%

全体的にみて、過去1か月間のあなたの健康状態はいかがでしたか。

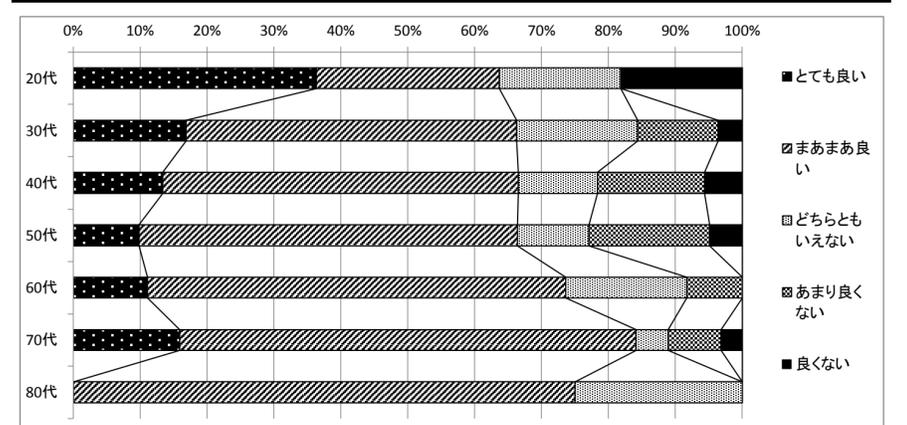
【男性】

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計	割合	昨年度割合
とても良い	0	2	9	21	24	19	24	4	103	16.3%	13.8%
まあまあ良い	1	1	18	65	84	66	78	25	338	53.5%	57.9%
どちらともいえない	0	0	9	16	28	15	20	7	95	15.0%	16.2%
あまり良くない	0	1	4	17	20	16	17	6	81	12.8%	9.3%
良くない	0	0	0	5	4	2	3	1	15	2.4%	2.7%
未回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
合計	1	4	40	124	160	118	142	43	632	100.0%	100.0%



【女性】

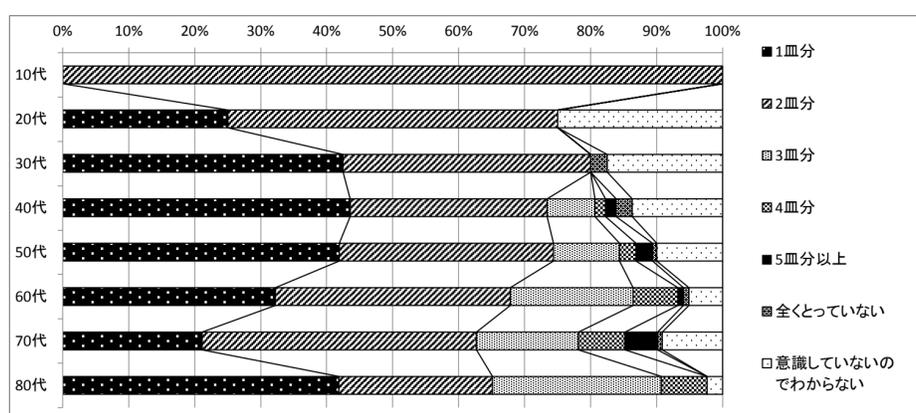
	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計	割合	昨年度割合
とても良い	4	14	26	12	8	10	0	74	13.4%	14.2%
まあまあ良い	3	41	103	69	45	43	6	310	56.1%	56.7%
どちらともいえない	2	15	23	13	13	3	2	71	12.8%	14.6%
あまり良くない	0	10	31	22	6	5	0	74	13.4%	10.9%
良くない	2	3	11	6	0	2	0	24	4.3%	3.6%
未回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
合計	11	83	194	122	72	63	8	553	100.0%	100.0%



あなたは、1日あたりどのくらいの量の野菜をとっていますか。

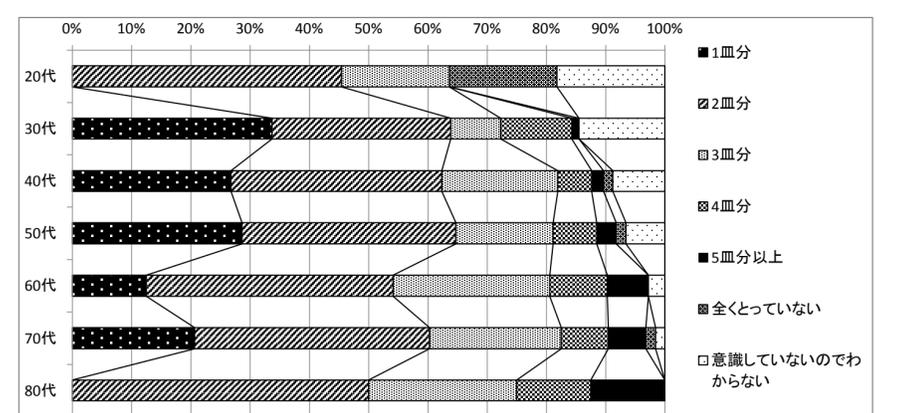
【男性】

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計	割合	昨年度割合
1皿分	0	1	17	54	67	38	30	18	225	35.6%	42.8%
2皿分	1	2	15	37	52	42	59	10	218	34.4%	28.5%
3皿分	0	0	0	9	16	22	22	11	80	12.7%	11.9%
4皿分	0	0	0	2	4	8	10	3	27	4.3%	2.9%
5皿分以上	0	0	0	2	4	1	7	0	14	2.2%	2.7%
全くとっていない	0	0	1	3	1	1	1	0	7	1.1%	2.0%
意識していないのでわからない	0	1	7	17	16	6	13	1	61	9.7%	9.3%
未回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
合計	1	4	40	124	160	118	142	43	632	100.0%	100.0%



【女性】

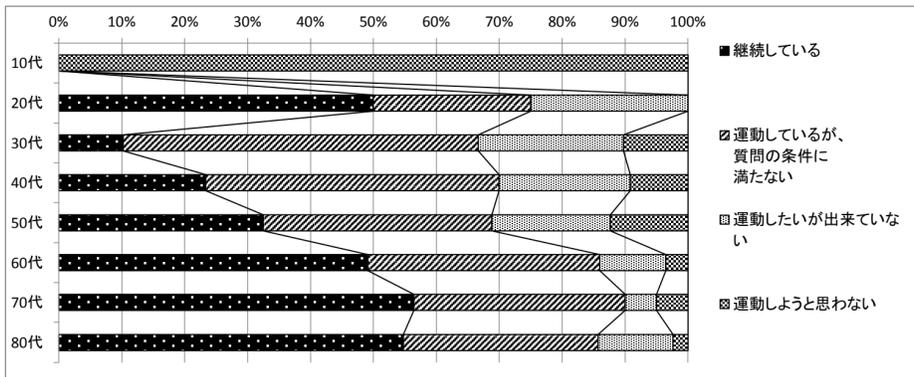
	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計	割合	昨年度割合
1皿分	0	28	52	35	9	13	0	137	24.8%	27.5%
2皿分	5	25	69	44	30	25	4	202	36.5%	38.7%
3皿分	2	7	38	20	19	14	2	102	18.4%	15.8%
4皿分	0	10	11	9	7	5	1	43	7.8%	5.8%
5皿分以上	0	1	4	4	5	4	1	19	3.4%	3.0%
全くとっていない	2	0	3	2	0	1	0	8	1.5%	0.7%
意識していないのでわからない	2	12	17	8	2	1	0	42	7.6%	8.6%
未回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
合計	11	83	194	122	72	63	8	553	100.0%	100.0%



あなたは、1日30分以上かつ週2回以上の運動を、1年以上にわたり継続していますか。

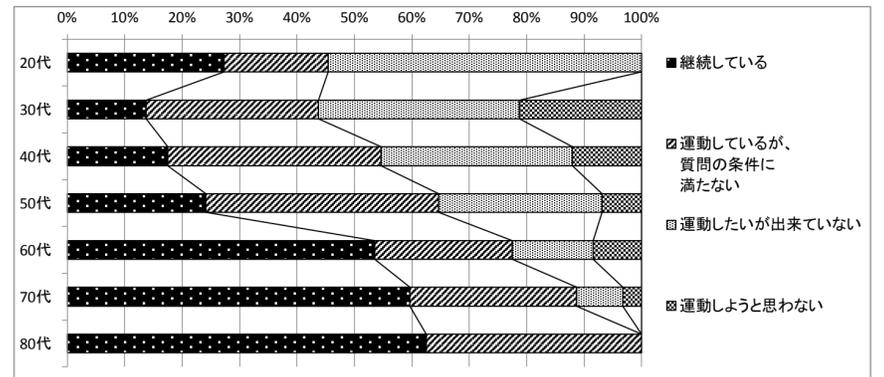
【男性】

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計	割合	昨年度割合
継続している	0	2	4	28	50	56	79	23	242	38.3%	39.7%
運動しているが、質問の条件に満たない	0	1	22	56	56	42	47	13	237	37.5%	35.8%
運動したいが出来ていない	0	1	9	25	29	12	7	5	88	13.9%	16.1%
運動しようと思わない	1	0	4	11	19	4	7	1	47	7.4%	8.4%
未回答	0	0	1	4	6	4	2	1	18	2.9%	0.0%
合計	1	4	40	124	160	118	142	43	632	100.0%	100.0%



【女性】

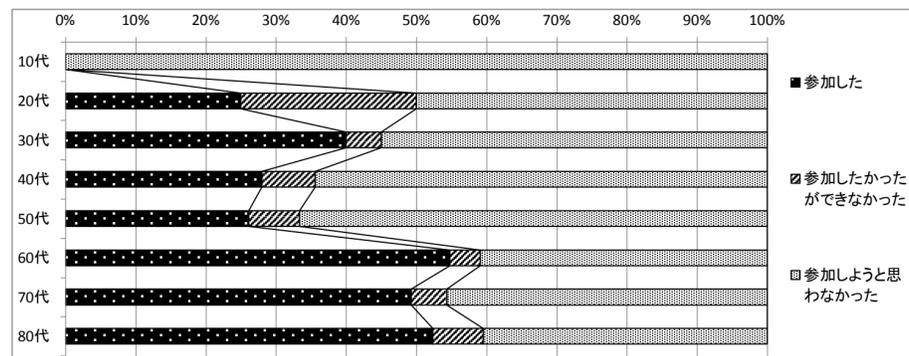
	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計	割合	昨年度割合
継続している	3	11	32	28	38	37	5	154	27.8%	30.2%
運動しているが、質問の条件に満たない	2	24	68	47	17	18	3	179	32.4%	32.4%
運動したいが出来ていない	6	28	61	33	10	5	0	143	25.9%	26.2%
運動しようと思わない	0	17	22	8	6	2	0	55	9.9%	11.3%
未回答	0	3	11	6	1	1	0	22	4.0%	0.0%
合計	11	83	194	122	72	63	8	553	100%	100%



あなたは、この1年間に何らかの地域活動に参加しましたか。

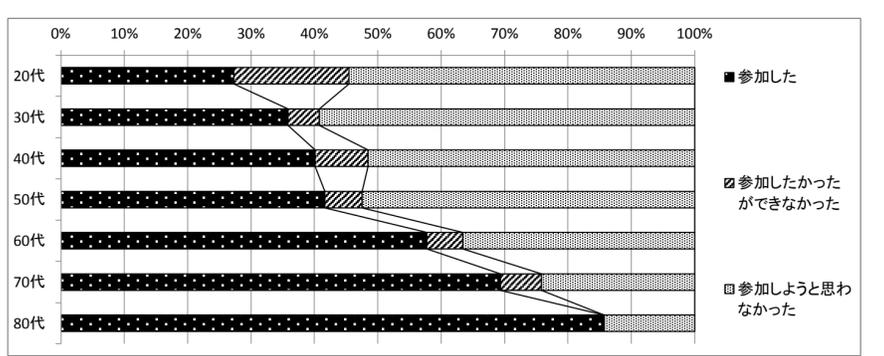
【男性】

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計	割合	昨年度割合
参加した	0	1	16	33	40	63	68	22	243	38.5%	33.2%
参加したかったができなかった	0	1	2	9	11	5	7	3	38	6.0%	12.3%
参加しようと思わなかった	1	2	22	76	102	47	63	17	330	52.2%	54.4%
未回答	0	0	0	6	7	3	4	1	21	3.3%	0.0%
合計	1	4	40	124	160	118	142	43	632	100.0%	100.0%



【女性】

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計	割合	昨年度割合
参加した	3	29	77	50	41	43	6	249	45.0%	42.3%
参加したかったができなかった	2	4	16	7	4	4	0	37	6.7%	9.4%
参加しようと思わなかった	6	48	99	63	26	15	1	258	46.7%	48.4%
未回答	0	2	2	2	1	1	1	9	1.6%	0.0%
合計	11	83	194	122	72	63	8	553	100.0%	100.0%



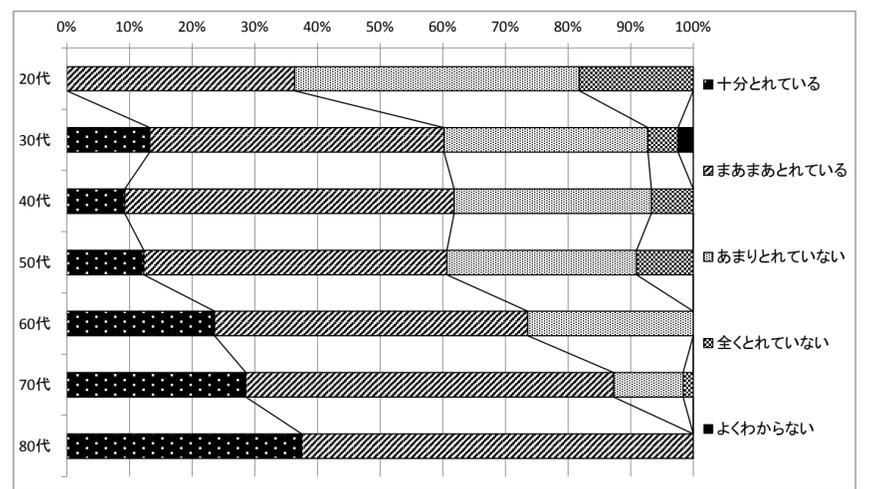
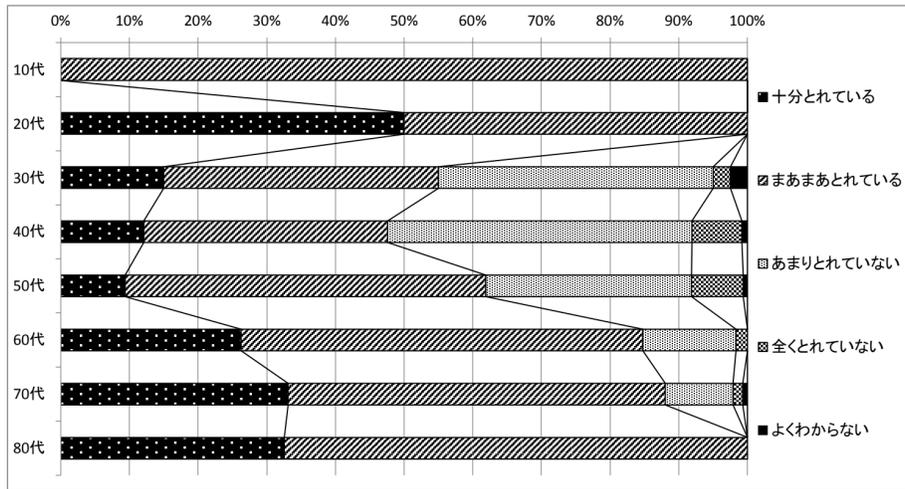
あなたは、毎日の睡眠で休養が十分にとれていると思いますか。

【男性】

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計	割合	昨年度割合
十分とれている	0	2	6	15	15	31	47	14	130	20.6%	21.5%
まあまあとれている	1	2	16	44	84	69	78	29	323	51.1%	46.8%
あまりとれていない	0	0	16	55	48	16	14	0	149	23.6%	25.9%
全くとれていない	0	0	1	9	12	2	2	0	26	4.1%	4.8%
よくわからない	0	0	1	1	1	0	1	0	4	0.6%	1.1%
未回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
合計	1	4	40	124	160	118	142	43	632	100.0%	100.0%

【女性】

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計	割合	昨年度割合
十分とれている	0	11	18	15	17	18	3	82	14.8%	19.8%
まあまあとれている	4	39	102	59	36	37	5	282	51.0%	49.2%
あまりとれていない	5	27	61	37	19	7	0	156	28.2%	25.8%
全くとれていない	2	4	13	11	0	1	0	31	5.6%	4.3%
よくわからない	0	2	0	0	0	0	0	2	0.4%	0.9%
未回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
合計	11	83	194	122	72	63	8	553	100.0%	100.0%



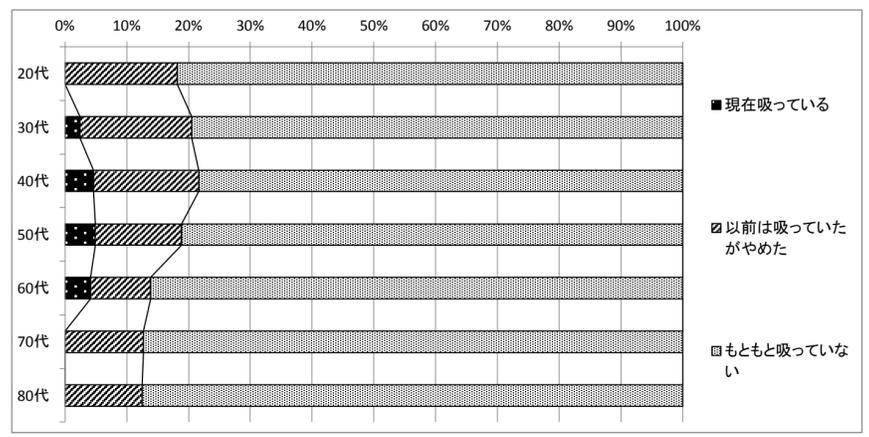
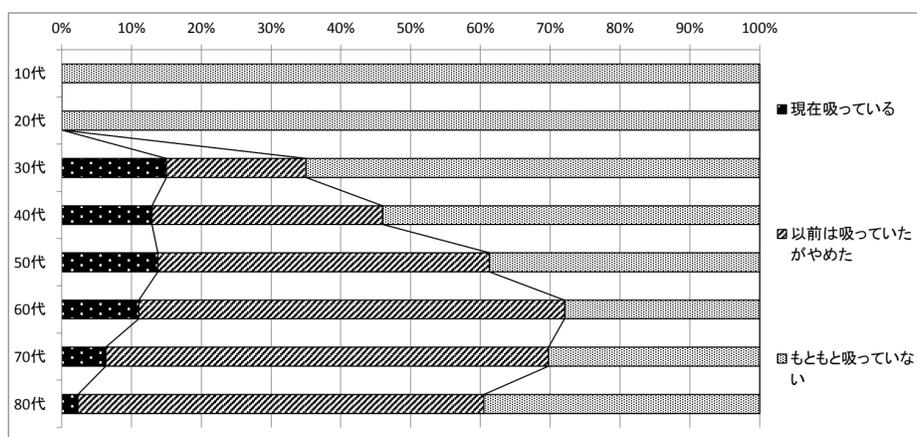
あなたは、たばこ（電子タバコを含む）を吸っていますか。

【男性】

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計	割合	昨年度割合
現在吸っている	0	0	6	16	22	13	9	1	67	10.6%	11.7%
以前は吸っていたがやめた	0	0	8	41	76	72	90	25	312	49.4%	48.7%
もともと吸っていない	1	4	26	67	62	33	43	17	253	40.0%	39.5%
未回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
合計	1	4	40	124	160	118	142	43	632	100.0%	100.0%

【女性】

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計	割合	昨年度割合
現在吸っている	0	2	9	6	3	0	0	20	3.6%	4.3%
以前は吸っていたがやめた	2	15	33	17	7	8	1	83	15.0%	13.7%
もともと吸っていない	9	66	152	99	62	55	7	450	81.4%	82.0%
未回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
合計	11	83	194	122	72	63	8	553	100.0%	100.0%



市川市健康都市推進講座実績

1. 講座開催の目的

和洋女子大学の協力により（包括協定）平成 17 年度から健康都市の考え方を広く市民に周知するとともに、健康に興味を持ち、自身の健康づくりや家族の健康づくりを積極的に行う市民を増やすことを目的に開催している。

平成 28 年度からは、「健康いちかわ 21（第 2 次）」の推進について、広く市民に周知していくことを目的に開催している。

2. 3 カ年の講座内容

平成 28 年度（全 7 回）テーマ：『誰もが健康なまちづくりをめざして』
健康いちかわ 21（第 2 次）— 誰もが健康なまちづくりをめざして —
食塩摂取量を計算してみよう
野菜や果物の摂取は血圧を下げる！？
健康長寿と食べる力・かむ力
毎日のセルフケアで心の元気度アップ！
不活動時間を短くしよう
誰もが健康になるために私たちにできること
平成 29 年度（全 7 回）テーマ：『自分の心と体を見直そう』
健康都市いちかわの実現に向けて～「誰もが健康なまち」づくり～
咀嚼と健康
生活習慣病予防のための食事
運動を日常生活に
ストレスと健康
くらしと笑顔が健康を招く～住みやすい住環境～
誰もが健康になるために私たちにできること
平成 30 年度（全 6 回＋アドバンス講座）テーマ：『健康で長生きするために』
健康都市いちかわについて／健康長寿と栄養
情報社会を上手に生きよう
運動・スポーツを日常に～習慣化のコツ～
こころも元気に！～こころの疲れを癒すコツ～
いちかわの塩づくりから千葉の食文化まで
中高年期の社会参加ときずなづくり
社会参加をすることで健康になろう（アドバンス講座）※講座受講者の中から希望者のみ参加

3. 3 カ年の講座実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受講者数	85 名	67 名	66 名
修了者数	33 名	42 名	27 名
推進員委嘱者数	1 名	2 名	2 名

健康都市推進員の活動（平成 30 年度）

1. 市川ヘルシーパートナーズ事業 第 2 回健康フェスタの開催

昨年度より、市川市健康都市推進員会主催で健康フェスタを開催。イベントを通じて、市民の健康への関心を深め、日々の生活の中で健康づくりに取り組んでもらうことを目的としています。また、市川市で活躍する地域ボランティア団体に協力をさせていただくことで、団体同士の交流を図っています。



イベント名：第 2 回 健康フェスタ ~健康な笑顔で輝くまち いちかわ~

テーマ：防災と健康

日時：平成 30 年 11 月 23 日（祝・金）13:30~16:00

会場：市川市文化会館 地下 1 階大会議室

内容：① 防災に関する講演会

- ・「避難所における体と心の健康」

（講師：千葉県旭市 認定 NPO 法人 光と風
小野 芳子 氏／平澤 つぎ子 氏）

- ・「災害に備えて～今、できること～」

（講師：市川市 地域防災課／
市川災害ボランティアネットワーク）

- ・「災害時の活動について事例報告」

（講師：山崎製パン株式会社）



小野 芳子 氏

② タオルを使用した簡単な体操及び脳トレ運動



③ 体力測定（握力測定・上体起こし・長座体前屈・棒反応・ペグ）



握力測定の様子



上体起こし・長座体前屈はスポーツ推進委員に協力を依頼し実施。

④展示ブース

- ・フレイル予防簡易チェック
- ・防災関係団体より物資の展示
- ・協賛企業より防災備蓄品の展示及び災害時活動紹介の展示



かしわフレイル予防サポーターによる
フレイル簡易チェック及び説明

参加団体：市川市スポーツ推進員連絡協議会・市川災害ボランティアネットワーク・
MOA 食育ネットワーク千葉ハピネスクラブ・かしわフレイル予防サポーター・
山崎製パン株式会社・株式会社はくばく

共催：認定 NPO 法人健康都市活動支援機構

協賛：山崎製パン株式会社・株式会社はくばく

2. いちかわ市民まつりへの参加

コマやけん玉の遊び方を教えたり、手作りした割り箸ゴム鉄砲や折り紙コマで遊んでもらうなど、昔の遊びを楽しんでいただくことで、多世代の市民の方と交流を図っています。



小さい子供向けに折り紙のコマ・
紙コップけん玉を作成

日時：平成 30 年 11 月 3 日（土）10:00～16:00

会場：大洲防災公園

内容：昔の遊び（割り箸ゴム鉄砲・コマ・けん玉）

3. 地区活動

推進委員は地域に根ざした健康都市及び健康づくりの推進のため、北部・中部・南部の 3 グループに分かれ、地域活動を行っています。

- ・市川市放課後保育クラブ（柏井小学校）で「割り箸ゴム鉄砲づくり指導」
- ・公民館でミニ運動会の実施
- ・公民館で終活セミナーの実施
- ・ウォーキングイベントの実施



割り箸ゴム鉄砲作り指導

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙 ※1)	当分の間の措置	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ ※2】	別に法律で定める日までの間の措置
飲食店		原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)	
			既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下 ※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店 標識の掲示により喫煙可

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）